

種類	用具の種目	区分	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	給付	原則として18歳以上の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものであること。	154,000円	8年 中古品5年
			寝たきりの状態にある難病患者			
	特殊マット	給付	原則として3歳以上の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のもの	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等を加工したものであること。	19,600円	5年
			原則として3歳以上の知的障がい者で、障がいの程度が最重度又は重度のもの			
			寝たきりの状態にある難病患者			
	エアマット(じょくそう防止用)	給付	原則として3歳以上の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級のもので、自ら体位変換を行うことが困難なもの	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等を加工したものであること。	75,000円	5年
	特殊尿器	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者等又はその介護者が容易に使用し得るものであること。	67,000円	5年
			自力で排尿できない難病患者			
入浴担架	給付	原則として3歳以上の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のもの(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障がい者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるものであること。	82,400円	5年	
体位変換器	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のもの(下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。)	介護者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るものであること。	15,000円	5年	
		寝たきりの状態にある難病患者				
移動用リフト	給付	原則として3歳以上の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のもの 下肢又は体幹に障がいのある難病患者	障がい者等を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るものであること。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年	
訓練いす	給付	原則として3歳以上18歳未満の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のもの	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年	
訓練ベッド	給付	原則として3歳以上18歳未満の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年	
		下肢又は体幹に障がいのある難病患者				
自立生活支援用具	入浴補助用具	給付	原則として3歳以上の身体障がい者で、下肢又は体幹に障がいがあり、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者等又はその介護者が容易に使用し得るものであること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
			入浴に介助を要する難病患者			
	介護洗身用具	給付	原則として3歳以上の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のもの(入浴に当たって、家族等他人の介助をもってしても入浴ができない者に限る。)	入浴に替わり、ポータブルシャワー等を利用して障がい者等の身体の清潔を保つもので、障がい者等を寝かせたまま洗身が可能であり、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、体を拭くことのみを目的とした用具、アウトドア用のポータブルシャワー及び洗身用具に係る消耗品(洗剤等)を除く。	184,800円	5年
便器	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のもの 常時介護を要する難病患者	手すりのついた腰かけ式のものであること。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	16,500円	8年	

種類	用具の種目	区分	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数
自立生活支援用具	頭部保護帽	給付	肢体不自由者に該当する身体障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるものであること。	12,160円	3年
			知的障がい者で、障がいの程度が最重度又は重度のもの			
	T字状・棒状のつえ	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、下肢又は体幹若しくは内部に障がいを有し、本製品の使用により歩行機能を補うことが可能なもの	前腕の固定部と支持部がない1本の脚であること。	(木材) 2,200円 (軽金属) 3,000円	3年
			移動・移乗支援用具	給付	原則として3歳以上の身体障がい者で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障がいにより、家庭内の移動等において介助を必要とするもの 下肢が不自由な難病患者	
	特殊便器	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、上肢に係る障がいの程度が1級又は2級のもの	障がい者等を介護している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの又は足踏ペダルで温水温風を出し得るものであること。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
			知的障がい者で、障がいの程度が最重度又は重度であり、自ら排便の処理が困難なもの 上肢に障がいのある難病患者			
	火災報知器	給付	身体障がい者で、その障がいの程度が1級又は2級のもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。	31,000円	8年
			知的障がい者で、障がいの程度が最重度又は重度のもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)			
			精神障がい者で2級以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)			
	自動消火装置	給付	身体障がい者で、その障がいの程度が1級又は2級のもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液等を噴射し、初期火災を消火し得るものであること。	30,900円	8年
知的障がい者で、障がいの程度が最重度又は重度のもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)						
精神障がい者で2級以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)			28,700円			
難病患者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)						
電磁調理器	給付	18歳以上の身体障がい者で、次のいずれかに該当するもの(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。) (1) 視覚障がいに係る障がいの程度が1級又は2級であること。 (2) 上肢に係る障がいの程度が1級又は2級であること。 (3) 下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級であること。	障がい者が容易に使用し得るものであること。	41,000円	6年	
		18歳以上の知的障がい者で、障がいの程度が最重度又は重度のもの				

種類	用具の種目	区分	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、視覚障がいに係る障がいの程度が1級又は2級のもの	視覚障がい者等が容易に使用し得るものであること。	7,000円	10年
	屋内信号装置	給付	18歳以上の身体障がい者で、聴覚障がいに係る障がいの程度が1級又は2級のもの(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるものであること。	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	給付	原則として3歳以上の身体障がい者で、人工透析を必要とするもの(自己連続携帯式腹膜かん流患者に限る。)	自己連続携帯式腹膜かん流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、呼吸器機能障がいに係る障がいの程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障がい者等で医師が必要と認めるもの 呼吸器機能に障がいのある難病患者	障がい者等が容易に使用し得るものであること。	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	給付	上記に同じ。	障がい者等が容易に使用し得るものであること。	56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	給付	おおむね18歳以上の身体障がい者で、呼吸器機能障がいに係る障がいの程度が原則として3級以上のもの(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及びこの制度による酸素吸入装置の給付を受けた者に限る。)	障がい者が容易に使用し得るものであること。	17,000円	10年
	音声式体温計	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、視覚障がいに係る障がいの程度が1級又は2級のもの	視覚障がい者等が容易に使用し得るものであること。	9,000円	5年
	体重計	給付	18歳以上の身体障がい者で、視覚障がいに係る障がいの程度が1級又は2級のもの(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障がい者が容易に使用し得るものであること。	18,000円	5年
	人工内耳用電池	給付	聴覚障がい者で、現に人工内耳を装着しているもの	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	2,000円(月額)	—
	正弦波インバーター発電機	給付	在宅で電源を必要とする医療機器を使用するものであって、次のいずれかに該当するもの (1) 身体障がい者で、呼吸器機能障がいに係る障がいの程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障がい者等で医師が必要と認めるもの (2) 呼吸器機能に障がいのある難病患者 (3) 身体障がい者で、心臓機能障がいがあり、補助人工心臓を使用しているもの ※ ポータブル電源(蓄電池)及びDC/ACインバーター(カーインバーター)との併給は、行わない。	人工呼吸器その他の生命維持に必要な機器に接続することで機器の稼働に必要な電力を供給できるガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	120,000円	5年
ポータブル電源(蓄電池)	給付	在宅で電源を必要とする医療機器を使用するものであって、次のいずれかに該当するもの (1) 身体障がい者で、呼吸器機能障がいに係る障がいの程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障がい者等で医師が必要と認めるもの (2) 呼吸器機能に障がいのある難病患者 (3) 身体障がい者で、心臓機能障がいがあり、補助人工心臓を使用しているもの ※ 正弦波インバーター発電機及びDC/ACインバーター(カーインバーター)との併給は、行わない。	人工呼吸器その他の生命維持に必要な機器に接続することで機器の稼働に必要な電力を供給できる蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	60,000円	5年	

種類	用具の種目	区分	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	DC/ACインバーター(カーインバーター)	給付	在宅で電源を必要とする医療機器を使用するものであって、次のいずれかに該当するもの (1) 身体障がい者で、呼吸器機能障がいに係る障がいの程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障がい者等で医師が必要と認めるもの (2) 呼吸器機能に障がいのある難病患者 (3) 身体障がい者で、心臓機能障がいがあり、補助人工心臓を使用しているもの ※ 正弦波インバーター発電機及びポータブル電源(蓄電池)との併給は、行わない。	人工呼吸器その他の生命維持に必要な機器に接続することで機器の稼働に必要な電力を供給できる自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に変換する装置で、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	30,000円	5年
	携帯用会話補助装置	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、音声言語の着しい障がいを有するもの	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るものであること。	98,800円	5年
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、上肢又は視覚に障がいを有し、その障がいの程度が1級又は2級のもの(文字を書くことが困難な者に限る。)	かな、漢字、英数字による文書作成が可能で、編集、校正及び保存機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るものであること。(障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトをいう。)	118,500円	6年
	点字ディスプレイ	給付	18歳以上の視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の身体障がい者)で、必要と認められるもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるものであること。	383,500円	6年
	点字器	給付	身体障がい者で、視覚障がいに係る障がいの程度が1級又は2級のもの	視覚障がい者等が容易に使用し得るものであること。	(標準型) 10,400円 (携帯型) 7,200円	(標準型) 7年 (携帯型) 5年
	点字タイプライター	給付	身体障がい者で、視覚障がいに係る障がいの程度が1級又は2級のもの(本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれている者に限る。)	視覚障がい者等が容易に操作できるものであること。	63,100円	5年
	ポータブルレコーダー	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、視覚障がいに係る障がいの程度が1級又は2級のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品(録音再生機)又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品(再生専用機)であって、視覚障がい者等が容易に使用し得るものであること。	(録音再生機) 89,800円 (再生専用機) 36,750円	6年
	活字文書読上げ装置	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、視覚障がいの障がいの程度が1級又は2級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者等が容易に使用し得るものであること。	115,000円	6年
	拡大読書器	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるものであること。	198,000円	8年
	時計	給付	18歳以上の身体障がい者で、視覚障がいに係る障がいの程度が1級又は2級のもの(音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする。)	視覚障がい者等が容易に使用し得るものであること。	(触読式) 10,300円 (音声式) 13,300円	10年
	通信装置	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、聴覚又は音声若しくは言語機能に著しい障がいを有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者等が容易に使用し得るものであること。	71,000円	5年

種類	用具の種目	区分	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	情報受信装置	給付	聴覚障がい者等で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者等が容易に使用し得るものであること。	88,900円	6年
	人工喉頭	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、咽頭摘出等により発声機能を喪失したものの	声帯の代わりとなり、発音が可能となる機器であり、障がい者等が容易に使用し得るものであること。	(笛式) 5,000円 (電動式) 70,100円	(笛式) 4年 (電動式) 5年
	福祉電話	貸与	18歳以上の身体障がい者のうち、難聴者又は外出困難なもの(原則として2級以上)で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、前年分の市民税が非課税の世帯に限る。)	障がい者等が容易に使用し得るものであること。	83,300円	—
	点字図書	給付	視覚障がい者等で、主に情報の入手を点字によっているもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書であること。	一般図書の購入価格相当額との差額	年間6タイトル又は24巻
排泄管理支援用具	ストマ装具	給付	身体障がい者で、膀胱、直腸機能障がいにより人工膀胱又は人工肛門の造設をしているもの	畜便袋は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であること。 畜尿袋は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の取尿袋で尿処理用のキャップ付であること。	(畜便袋) 8,860円 (畜尿袋) 11,640円	1か月
	紙おむつ等	給付	3歳以上の身体障がい者で、次のいずれかに該当するため給付が必要であると医師が認めたもの (1) 脳性麻痺等脳原性運動機能障がい(おおむね3歳未満までに発現した非進行性脳病変によるもの)により、排尿又は排便の意思表示が困難なもの (2) ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない者又は先天性疾患に起因する神経障がい(二分脊椎等)による高度の排尿機能障がい若しくは排便機能障がいのあるもの	紙おむつ、サラン、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具で、障がい者等又はその介護している者が容易に使用し得るもの	12,000円	(紙おむつ等) 1か月 (洗腸装具) 6か月
	取尿器	給付	身体障がい者で、肢体不自由又は膀胱機能障がいにより取尿器を必要とし、実際に使用されている状況であるもの	採尿器と畜尿袋で構成され、尿の逆流防止装置をつけるものとし、障がい者等が容易に使用し得るもの	(男子用普通型) 7,700円 (男子用簡易型) 5,700円 (女子用普通型) 8,500円 (女子用簡易型) 5,900円	1年
住宅改修費	居室生活動作補助用具	給付	原則として学齢児童以上65歳未満の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えは上肢1級、2級に限る。 下肢又は体幹に障がいのある難病患者	(1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000円	1回限り
その他	フラッシュベル	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、聴覚障がい又は音声若しくは言語機能に係る障がいの程度が3級以上のもの	障がい者等が容易に使用し得るものであること。	12,400円	10年
	会議用拡聴器	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、聴覚障がいに係る障がいの程度が4級以上のもの	障がい者等が容易に使用し得るものであること。	38,200円	6年

種類	用具の種目	区分	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数
その他	携帯用信号装置	給付	原則として学齢児童以上の身体障がい者で、聴覚障がい又は音声若しくは言語機能に係る障がいの程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるものであること。	20,200円	6年
	ガス安全システム	給付	18歳以上の身体障がい者で、咽頭摘出等により嗅覚機能を喪失したもの(咽頭摘出等により嗅覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるものであること。	42,200円	8年
	酸素吸入装置(酸素ボンベ検査を含む。)	給付	18歳以上の身体障がい者で、呼吸器に係る障がいの程度が3級以上のもの(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	酸素ボンベ、スタンド及び吸入マスクを一体とするものであること。 酸素ボンベ検査に係る給付にあつては、容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)第24条第1項第3号に規定する容器再検査の期間ごとの再検査であること。	(酸素吸入装置) 46,400円 (酸素ボンベ検査) 5,000円	10年
	空気清浄器	給付	おおむね18歳以上の身体障がい者で、呼吸器機能障がいに係る障がいの程度が原則として3級以上のもの(医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められたものに限る。)	障がい者が容易に使用し得るものであること。	33,800円	6年
	ルームクーラー	給付	18歳以上の身体障がい者で、呼吸器機能障がいに係る障がいの程度が3級以上のもの 18歳以上の身体障がい者で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失したもの(医師により体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。)	障がい者が容易に使用し得るものであること。	172,100円	6年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	給付	人工呼吸器の装着が必要な難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るものであること。	157,500円	6年
	色めがね	給付	視覚障がい者等で、眼部の変形などがあるもの	レンズは、プラスチック又はガラスとし、枠は、セルロイド製を原則とする。	10,300円	4年